BS1605神発号

2019年3月3日

団委員長各位

日本ボーイスカウト神奈川連盟

理　事　長　 藤本　欣司

コミッショナー　 清水　裕

**「日本連盟セーフ・フロム・ハーム相談窓口」のご案内**

三指

日頃より、県連盟活動にご支援を賜り、誠にありがとうございます。

団指導者には日ごろご理解のとおり、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟では「思いやりの心を育む教育」として、生命を尊重する心、仲間と話しあって協力する心、モラルや正義感、自然や美しいものに感動する心などが、子供たちの「安全で安心できるスカウト活動」を通じ「生きる力」として養なわれるよう「セーフ・フロム・ハーム」を推進しています。

スカウト活動における危害行為を含むパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、その他の組織的または個人的な不当な行為等の早期発見と是正、再発の防止を図るため、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟は以下の通り通報相談窓口を設置しています。

以下内容の保護者への周知をお願いいたします。

また、団指導者に相談がありました際は、迅速な行動、心遣い（気遣い）と公平性をキーワードとして、相談者の立場に立った対応をお願いいたします。

スカウト運動の健全な発展のため、今後ともご尽力賜りますようお願い申し上げます。

弥栄

記

1. 通報相談窓口を利用できる方

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟の加盟員ならびにスカウトの保護者

２．通報相談窓口

住所 〒167-0022　 東京都杉並区下井草4-4-3

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟 事務局教育開発部内

「セーフ・フロム・ハーム」通報相談窓口

開設時間 月曜・木曜 12時から19時まで

電話 03-6213-6277

e-mail sfh@scout.or.jp

３．通報相談窓口では対応できない事項

（１） 係争中のもの

（２） 被通報者が加盟登録の有無に関わらず、学校等教育機関内でのもの

４．通報対象事項の事実調査

（１） 通報相談窓口は、事実調査にあたり、利用者の秘密を守り、特定されないよう十分に配慮の上、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で調査をおこないます。

（２） 調査は県連盟を通じ、しかるべき機関(委員会・タスクチーム等)により行なわれます。

（３） 県連盟は調査の進捗状況を適宜に公益財団法人ボーイスカウト日本連盟に報告します。 その際は、通報相談窓口利用者(通報者)や当該調査に協力した方等の信用、名誉およびプ ライバシー等に配慮します。

（４） 調査結果は可及的速やかに取りまとめ、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟に報告されます。

５．その他

　前記の他、通報相談窓口の利用にあたっては、「公益財団法人ボーイスカウト日本連盟　セーフ・フロム・ハーム通報相談処理規程」に基づきます。

以　上